

年金受給者のみなさまへ

- 市区町村から**戸籍に記載される氏名の振り仮名の通知書**が送付されます。
- 戸籍の振り仮名を変更される方は、**年金の受取金融機関の口座名義(フリガナ)**の変更が必要となる場合がありますので、以下の内容をご確認ください。

通知された戸籍の氏名の振り仮名を変更されますか？

変更する

変更しない

戸籍の振り仮名と年金受取金融機関の口座名義(フリガナ)は一致しますか？

一致しない

一致する

年金の手続は
不要です

年金受取金融機関の口座名義(フリガナ)
の変更が必要です

お読みください

- ◆ 戸籍の氏名の振り仮名を変更されると住民票にも反映され、その情報をもとに当共済組合の登録氏名(フリガナ)も変更されます。※この場合、当共済組合から「氏名変更のお知らせ」をお送りします。
- ◆ 当共済組合の「氏名変更のお知らせ」が届いてから、年金受取金融機関の口座名義(フリガナ)を変更してください。
- ◆ 当共済組合の登録氏名(フリガナ)が変更される前に年金受取金融機関の口座名義(フリガナ)を変更された場合、または、年金受取金融機関の口座名義(フリガナ)と当共済組合の登録氏名(フリガナ)が一致しない場合、名義相違により送金できなくなる可能性があります。
- ◆ 戸籍の氏名の振り仮名及び年金受取金融機関の口座名義(フリガナ)を変更されたにもかかわらず、当共済組合の登録氏名(フリガナ)の変更処理が未完了の場合に限り、手続書類をお送りします。

ご不明な点は、年金相談窓口03-5259-1122へお問い合わせください。

当共済組合以外から年金を受け取っている方は、該当の実施機関(日本年金機構等)にお問い合わせください。

公立学校共済組合